議 確認印

議会運営委員会会議録

1日 時	開会 平成 26 年 12 月 3 日 10:30 (12:13~17:02 休憩)
	閉会 平成 26 年 12 月 3 日 17:20
2 場 所	委員会室
3 出席委員	大縄武夫、鈴木孝則、割貝寿一、鈴木幸江、小林達信
4 欠席委員	
5 出席要求者	藤田惠二(副議長)
6 職務出席者	鈴木道男(議長) 議会事務局長、書記
7 説明員	総務課長
8 付議事件	第1 平成26年度第6回塙町議会定例会の運営について
	第2 全員協議会の開催について
	第3 会議の規律について
	第4 会議等の欠席について

9 議事の経過

副委員長開会

委員長あいさつ

第1 平成26年第6回塙町議会定例会の運営について

(1) 町長提出議案について

委員長:総務課長に説明を求める。

(総務課長が提出予定議案 18 件の概要を説明)

委員長:質疑はあるか。 (「なし」という人あり。)

委員長:質疑はないのでこのまま受理したい。

(全員異議なし)

委員長:総務課長はここで退席になる。(総務課長退席)

(2) 一般質問について

委員長:通告者6名で内容は資料のとおり。

(事務局長 朗読)

委員長:意見・質疑はあるか。

小林委員:何もない。

(「このままでよい」という人あり。)

委員長:質疑はないので、このまま受理する。

(全員異議なし)

(3) 請願・陳情等について

委員長:陳情4件を受理した。どのように扱うか。

(「陳情扱いとする」という人あり。)

小林委員:陳情扱いでいいと思う。

委員長: 4件とも陳情扱いでよいか。

(全員異議なし)

委員長:陳情扱いとし、写しを配布する。

(4) 会期・日程

委員長:会期日程について事務局に説明させる。

(議会事務局長説明)

委員長:11日から16日までとし、15日は休会して常任委員を開催とのことだが意見

はあるか。

小林委員:案のとおりでよい。 (「案でよい」という人あり。)

委員長:案のとおり決定してよいか。

(全員異議なし)

委員長:委員会では案のとおり決定する。

(5) その他

委員長:その他あるか。

鈴木幸江委員:前々からお願いしていたが、会期中に広報委員会を開催したいが、時間を とれる日はあるか。

事務局:11日は可能だと思う。

委員長:広報委員長と事務局と打ち合わせてほしい。

第2 全員協議会の開催について

委員長:事務局に説明させる。

(議員報酬改正の提案にあたり、報酬改正にあたっては十分な審議が必要なので事前に詳細説明を受けてはどうか全協の開催の是非を協議いただきたい旨事務局が説明。)

委員長:議員報酬の改正が提案されているが、基本条例にも十分な審議をうたっている。 今回の改正は人勧に基づくもので国会議員等も行うことになっているらしい。詳細説明を 全協で受けてよいか。開催は本日午後を予定している。

(全員異議なし)

第3 会議の規律について

委員長:事務局に説明させる。

事務局: 先の全員協議会で会議の規律に関し諮問があった。会議規則によれば、会議中みだりに席を離れない。物品の持ち込み規制がある。これらの徹底ということである。携帯電話であれば、電源を切る又はマナーモードにするとしていたが、持ち込み禁止にしてはどうかと思う。

委員長:携帯電話に関しては注意してもなかなか守られていない現実もある。

小林委員:個人の裁量に任せるべき。規則まで作る必要はあるのか。常識の範囲である。

割貝委員:会議を始める前に議長から注意してはどうか。禁止しなくてもいいと思う。

鈴木幸江委員:緊急の連絡の可能性もある。柔軟に対応してはどうか。

委員長:会議規則の規律の項目に具体的に持ち込み禁止事項が書いてある。ここに、携帯

電話を加えることでどうか。

小林委員:緊急の連絡があるかもしれない。携帯電話を持っていても誰に迷惑がかかるわけでもない。まして、議場で使う(話をする)という人はいない。規則に規定する必要はないと思う。

委員長:それでは会議開催にあたっては、議長が注意を促すことでよいか。電源を切ることを促すこと。

(「マナーモードではどうか」という人あり。)

事務局:緊急時の対応のためという話もあったが、会議規則では、みだりに席を離れてはならないと規定されている。仮に緊急の電話があったとしても対応は難しいのではないか。会議の休憩は約1時間に1回あるのでその時間を利用して確認することで足りるのではないか。マナーモード対応としても会議中にメールや電話があった場合審議に集中できなくなるのではないか。携帯電話を議場に持ち込む意味はないのではないか。

議長:電源を切ることなどは携帯のマナーとして当たり前のこと。議会の冒頭携帯電話に 関し注意することは議会の尊厳を汚すことになる。やるべきでない。

委員長:一番いいのは持ち込まないこと。全員協議会で携帯電話は原則持ち込まないこと を議長から注意していただく。

小林委員:改めていう必要はないと思うが。

委員長:個人の責任に任せるということか。

割貝委員:本会議は持ち込まないとしてはどうか。

小林委員:電卓にもなる。

委員長:原則持ち込まないとしたい。

鈴木孝則委員:タブレットの導入を考えているが、スマホと大差ない。電話機能が付いただけである。携帯持込み禁止とすると広くタブレットもダメとなる。慎重に対応すべき。

電源を切るかサイレントモードにすることは徹底すべきだが。

小林委員:電子辞書などもある。縛りをきつくする必要はない。

委員長:全面的に縛るべきでないという意見が多いが。事務局長から議会前に全議員に携 帯電話の電源を切るかマナーモードにしてほしいと注意することでいいか。

割貝委員:原則持ち込みはしないこととしたほうがいい。本会議だけは。

事務局:規則では、持ち込み禁止事項の例外も規定されている。議長が認めればよいことになっているので、計算機能や辞書機能を使うとするならあらかじめ許可を得ればよい。また、なぜ禁止事項があるかであるが、議会の品位を低下させないようにまた、他に迷惑をかけないようにとのことだと思う。したがって、会議中に電話が鳴ったり、会話をしたり、または携帯電話に気を取られ審議に集中できなくなったりしなければいいわけである。禁止規定はあくまで原則でその用途によっては議長に許可をもらうことで規制しつつ柔軟な対応ができる。

(「原則禁止とすべき」という人あり。)

委員長:これは本会議に適用すること。原則禁止の形で規則を整理したい。

(全員異議なし)

第4 会議等の欠席について

委員長: 小林委員が所用で行政視察研修を欠席したことも関係する。除斥にするか。

小林委員:全員協議会で所用とは何かと質問されたが、それは個人的なこと。誰にでも所用はある。委員長として出席できないので事前に副委員長にお願いした。以前、議長代理で行事に出席したことがある。これは、議長、副議長が所用により出席できないためであった。特に、所用の内容は聞く必要はないと思う。委員長の代わりとして副委員長がいるので委員長に所要があったので副委員長にお願いしたわけである。

委員長:会議欠席にあたってのルールを決めたいということで小林委員の問題をどうこう することではない。

委員長:休憩する。再開は午後の全協が終わってからとする。

(再開)

委員長:再開する。会議等へ欠席するときの取扱いについて協議したい。欠席は文書で行うことではどうか。

小林委員:理由は詳細な内容でなくてもよいことにすべき。プライバシーの侵害になるようなことは避けるべき。

委員長:提出された側が分かる範囲で理由は必要。

割貝委員:1日だけのときは口頭でいいのではないか。2日以上のときは文書で行うことでは。

(聴取不能)

鈴木孝則委員:資料にもあるがどの程度なら欠席が許されるのか。たとえばお葬式などは。 ある程度範囲を決めておいた方がいい。

事務局:資料は近隣町議会の例である。ここでは比較的厳格に対応しているようである。 なお、会議規則では本会議に欠席するときは届出が必要としている。委員会などはそのよ うな規定がない。なお、現在は緊急の場合電話で欠席報告しているが、後から文書をいた だいた方がいいのではないかと思う。

鈴木幸江委員:本会議に準じることでよいと思う。欠席は許可制か届出制か。意図的欠席 への対応は。届ければいいというわけではないと思う。

事務局:会議規則では議員の欠席は「事故のため」と規定されている。何が「事故」にあたるかは議員それぞれの判断となっている。この共通理解は必要であろう。なお、許可制ではないと思う。会議出席は議員の任務である。議員活動を他に優先することは議員の倫理である。

委員長:ある程度の規定を作成し、議運で協議、その後全協に説明したい。

議長:届出でよいということだけではきりも限りもない。議員一人一人の認識を持っていただくことが重要。

割貝委員:その通りだと思う。本会議は問題ないが、委員会や全協が問題になる。葬儀などは基準を決めるとしてもほかは、議員の常識に頼るしかない。

議長:全協で3人いっぺんに休んだこともある。やむを得ない場合がそのように重なるこ

とはないと思う。安易に扱うと歯止めが利かなくなる。予定があるから休むでは統制が利 かなくなる。

鈴木幸江委員:くどいようだが、ある程度調整しながら予定を立てても家業のため出られないという広報委員がいた。認識を改めていただく必要はある。ある程度の縛りは必要だと思う。

委員長: ある程度の縛りを事務局に作成させる。それをさらに煮詰めていきたい。そのようなことでよいか。

(全委員異議なし)

委員長:これで議事を終わる。

副委員長閉会

塙町議会委員会条例の第27条の規定により署名する。

平成 年 月 日

議会運営委員長